

未就園障がい児の進路に関する陳情書(令和6年8月28日付) 回答

療育センター・療育園について療育環境改善に関する要望

要望A 待機児童の解消

・現在建設中の南部療育センターや現在実施中の民間の療育施設事業所のモデル事業展開等には大変感謝申し上げます。しかしながら、今後も待機児童の増加が懸念されるため、療育支援センターの新設や定員枠の増加など待機児童の早期解消についての検討を続けていただきたい。

・あいあいセンター「ぴよぴよ園」においても、3歳児以降の進路を継続し通園できるよう希望したい。

障がい児への支援体制の整備につきましては、南部療育センターの整備を進めているところであり、今後、保育所などと並行して通うことができる児童発達支援事業所を計画的に増やしていくこととしております。

また、あいあいセンターにおける3歳児以降の通園については、学齢期以降も見据え、生活の場に近いところで支援していく観点から、障がい児の居住地に応じた児童発達支援センターを利用いただいております。また、あいあいセンターは地上園庭がなく屋上園庭となっているため、動きが活発で予測が難しい3～5歳児に対して屋上園庭のみでは遊び場として十分ではなく、柵を上る等の可能性もあり、安全管理にも問題があるため、受け入れを行っておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。(こども発達支援課)

要望B 民間療育施設の参入

・療育を必要とする子どもの数は増加傾向にあるため(A「待機児童の解消参照」)、今後も福岡市独自での審査基準(施設人員数や専門的支援等)や更新基準をもとに、福岡市の管理下における単独通園枠の拡大策を検討いただきたい。具体的には民間企業の積極的な参入を促す政策に期待したい。

・また、施設間の情報交換や創意工夫で療育の質の更なる向上を福岡市全体で図っていただきたい。

民間の児童発達支援事業所につきましては、計画的に設置しております。また、事業所の選定は、質の確保のため公募により行い、国の指定基準に加え、福岡市が提示したケース事例をもとに、審査項目等を定め、適切な支援を行える事業者を選定しております。

また、市内の療育の質の確保や向上のため、療育センター等が児童発達支援事業所に対し、研修や実習の受け入れを行う等の後方支援を実施しております。(こども発達支援課)

要望C ST・OT等専門職員による個別指導や個別相談の充実

・発達検査の段階で療育園の説明と合わせて、リハビリの説明もしてほしい。

・保護者としても言語分野や運動分野は、子どもの発達を考える上で一番気になる部分でもあるため、専門職員を増員し、個別指導や個別相談の機会を増やしていただきたい。

・困ったときに相談したり、保護者自身が日常生活の中で行うことのできる支援のアドバイスをもらったりできるよう、ST・OTの指導が年間を通して継続的に受けられるようにしてほしい。年に1回では子どもの成長につなげにくいため、複数回実施していただけるとありがたい。

市立通園施設においては、子どもの発達の状態を踏まえ、ST・OT等の専門職員による個別指導や個別相談を行うとともに、担任と専門職が連携し、日常の療育全般の支援に取り組んでおります。また、リハビリ施設の情報提供については、可能な限り必要な情報を提供してまいります。

保護者からの相談には、園児の発達状況や保護者ニーズに沿った対応ができるよう、療育に携わる保育職員と訓練士が緊密に連携して必要な相談支援が行えるように工夫してまいります。

また、民間の児童発達支援センターには、療育センターから専門職を派遣しており、引き続き施設職員の専門的支援技術向上に取り組んでまいります。(こども発達支援課)

・予約受け入れ人数の拡大やリハビリ施設の新設につながるよう、療育センター、リハビリ施設の連携による相互間での情報整理・提供、リハビリ施設における専門職員の増員を実施していただきたい。

リハビリ施設の情報提供につきましては、医療機関に届出の義務がないため、情報を集約するには限りがありますが、可能な限り必要な情報を提供してまいります。(こども発達支援課)

未就園障がい児の進路に関する陳情書(令和6年8月28日付) 回答

要望D きょうだい児の託児	回答案
<p>・早期療育が推奨されていても、環境が整っていないければ療育に通わせることも困難であり、きょうだい児を安心して預けられる環境の整備、障がい児を育てる家族のサポート支援をお願いしたい。</p> <p>・現在の限定的期間から、幼稚園に通うことができるまできょうだい児の託児の期間緩和を検討いただきたい。</p>	<p>療育センター等におけるきょうだい児の託児につきましては、スペースが限られていることから、他の預かりサービスの対象とならない月齢の子へ実施しております。</p> <p>引き続き、保育所等の一時預かりやこども誰でも通園制度など、利用可能な代替サービスの情報提供を行っていきたいと考えております。</p> <p>(こども発達支援課・事業調整課)</p>
要望E 単独通園に伴う利用時間の延長、延長保育の実施	回答案
<p>・子どもにとって最適な進路選択を行う際に、親の就労がもとで選択肢が狭まれないよう、また障がい児を持つ親自身の人生を諦めることもなく、ゆとりのある生活の実現を目指す上で、障がいのある未就学児がいる家庭でも、親が働ける環境の整備をお願いしたい。</p> <p>・共働き世帯も増えている現在、親が能力を生かす仕事に就くことが出来れば、福岡市にとっても社会全体にとってもプラスにはたらくのではないかと考えられるため、単独通園の利用時間の延長、もしくは延長保育制度の実施を検討いただきたい。</p> <p>・障がい児の預かりは他の機関には依頼し難いので、少ない枠に依頼が殺到しているのが現状である。療育センターの利用者数を鑑みて、日中一時支援の枠を増加させるよう、体制を整えていただきたい。</p> <p>・今年度から開始いただくことされている本件の解決策における状況や最新情報を教えていただきたい。また、早急に開始いただくことをあらためてお願いしたい。</p>	<p>本市では、障がいや発達の遅れのある児童、医療的ケアを必要とする児童など、特別な支援が必要な児童が、保育所等で、他の児童たちとの生活を通して共に成長できるよう支援するさぽーと保育(特別支援保育)を実施しております。</p> <p>(保育支援課)</p> <p>保護者の就労支援につきましては、現在、児童発達支援センターの分園において、幼稚園・保育所との並行通園を行っており、また、令和4年度より保育所等と並行して通う児童発達支援事業所を、令和5年度からは保育所の余裕スペースを活用した児童発達支援事業所を、モデル事業として実施し、現在、事業所の本格的な増設に取り組んでおります。加えて、令和6年度からは児童発達支援センターでの療育終了後の預かりを実施するなど、就労と療育の両立ができるよう支援体制を整備しております。</p> <p>(こども発達支援課)</p>

未就園障がい児の進路に関する陳情書(令和6年8月28日付) 回答

幼稚園・保育園への通園に伴う要望

要望A 幼稚園・保育園との並行通園による療育の強化

回答案

・進路の会では毎年、幼稚園・保育園との並行通園による療育の強化に伴い、並行通園施設の新設をお願いし続けてきた。令和4年7月より実施されている民間の児童発達支援事業所の設置を試行・検証するモデル事業展開の取り組みについて今年度も引き続き継続していただけるということで、深く感謝申し上げたい。ご尽力の甲斐あって「フェリッサ エム」、「どろんこの花」、「たんすいWAY ルーム」、「東青葉にじいろさぼ〜とひろば」など新しい事業所も設置された。今後も新たに発達支援事業所が追加されるとお聞きしているが、その詳細や展望を教えてください。

・保護者にとって選択肢が増えるということは、安心にもつながる。福岡市以外では、幼稚園・保育園と児童発達支援の併用は進んでおり、福岡市においても、並行通園できる施設がさらに増えていくことを切に望みつつ最新情報の提供についてもお願いしたい。

幼稚園・保育園との並行通園による療育の強化につきましては、令和4年度、令和5年度に行っている児童発達支援事業所のモデル事業の検証結果を踏まえ、現在、本格的な増設に計画的に取り組んでおり、令和6年度から令和8年度までの間に23事業所を設置することとしております。

また、児童発達支援事業所と幼稚園・保育所を並行通園している児童についても、状況に応じて療育センターによる外来療育の対象としております。

引き続き、就労と療育の両立ができるように支援体制を整備してまいります。

(こども発達支援課)

要望B 幼稚園・保育園・療育施設との連携の強化

・訪問支援事業を幼稚園・保育園へさらに周知徹底していただきたい。そして、障がい児を受け入れた園には、保護者が申し出をやすく、利用しやすいような環境づくりをお願いし、訪問支援事業の普及に努めていただきたい。

特別支援保育事業の一環として実施しております訪問支援事業につきましては、保育所等や幼稚園に対し、様々な機会を捉えて周知しております。

(保育支援課)

また、施設支援については、対象施設へ制度を周知しており、また、保育所等訪問支援については、特別支援保育事業利用者や保育所に対して直接ご案内しております。

引き続き訪問支援事業の普及に努めてまいります。

(こども発達支援課)

・療育センターの職員と園の職員とで情報交換しつつ、療育の視点から園での子どもとの関わり方を指導するなど、連携体制の強化に努めていただき、子どもが安心して集団生活が送られるような体制を整えていただきたい。また、どのように連携されているのか、保護者への報告や連絡・情報提供が欲しい。

幼稚園・保育所と療育施設との連携につきましては、療育センターの職員が行う特別支援保育訪問支援、私立幼稚園障がい児支援、施設支援、保育所等訪問支援を通して、子どもへの関わり方等について助言するとともに、連携の内容等を、保護者にもお伝えいただくようお願いをしております。

今後も、保育所等及び幼稚園の支援力向上を図るため、療育センター職員との連携の強化に努めてまいります。

(保育支援課・こども発達支援課)

未就園障がい児の進路に関する陳情書(令和6年8月28日付) 回答

要望C 幼稚園・保育園での障がいを理由による受け入れ拒否の廃止、幼稚園での加配制度の導入

<p>・待機児童の解消と同時に、障がい者に対する理解と支援のお願い及び受け入れ先の確保に努めていただけるようお願いしたい。</p> <p>・保育士、幼稚園教諭、看護師など人材確保の推進を積極的に働きかけていただき、幼稚園・保育園が加配制度をつけやすく、障がい児を受け入れやすいような環境づくりに取り組んでいただきたい。</p> <p>・加配制度に関する補助金は市からのご配慮があるということであり、感謝申し上げます。しかし、未だに加配を付けられず、入園を断られることが多い。そのため、補助金は人材確保のためにまわしていただけるようお願いしたい。</p>	<p>本市では全ての保育所等において、障がい児を円滑に受け入れられるよう、加配保育士の雇用費等助成や、訪問支援、研修を実施しております。</p> <p>入所の相談や見学時に、誤解を招くような説明がないよう、区役所、保育所等、関係者への周知・徹底を図るとともに、今後も障がい児の受け入れが進むよう、取り組んでまいります。</p> <p>なお、幼稚園に対しては、県が加配費用を助成しており、本市も、市独自の上乗せ助成を行うとともに、訪問支援を実施するなど、障がい児の受け入れに関する環境づくりの支援を行っております。</p> <p>(保育支援課・運営支援課)</p>
<p>・周りの環境の影響を受けやすい時期でもあるため、障がい児も健常児とともに成長し、地域社会と関わっていただけるようにしてほしい。</p>	<p>本市では、障がいや発達の遅れのある児童、医療的ケアを必要とする児童など、特別な支援が必要な児童が、保育所等で、他の児童たちとの生活を通して共に成長できるよう支援するさぽーと保育(特別支援保育)を実施しております。今後もより良い支援ができるよう努めてまいります。</p> <p>(保育支援課)</p>

要望D 療育施設の拡大

<p>・保育所の余裕スペースを児童発達支援事業所として活用する施策の詳細な情報を教えてほしい。</p> <p>・また、上記対象の保育園の数を増やし、さらに幼稚園でも同様の施策を拡大してほしい。保育園および幼稚園の中で児童発達支援が完結する施策も検討いただきたい。</p>	<p>令和5年度からモデル事業として、保育所の余裕スペースを活用した児童発達支援事業所を設置し、現在3つの保育所で実施しております。今後、モデル事業の実施状況を踏まえ、保育所活用型を含めた児童発達支援事業所の増設について検討いたします。</p> <p>なお、幼稚園につきましても、検討してまいります。</p> <p>(こども発達支援課)</p>
---	--

未就園障がい児の進路に関する陳情書(令和6年8月28日付) 回答

福祉の強化に関する要望

要望A 療育園への入園手続き完了までの期間の短縮化

・手続き窓口を集約して、通園までの契約の簡略化を図っていただきたい。  
 ・保護者が療育を希望する場合、すぐ支援につなぐことができるよう、相談窓口となる小児科医や保健師がリーフレット(「お子さんの発達が気になる方へ」)を配布するなど、対応を徹底していただきたい。

療育センターの、相談・診断件数の増加に伴う待機期間の長期化につきましては、これまで、あいあいセンター等の診察室などの増設や、専門職の増員に取り組むほか、南部療育センター整備を進めております。  
 また、令和4年度より、民間医療機関等からの紹介ケースの一部については、療育センターでの診察を省略する取組みを実施しております。  
 契約の簡略化につきましては、発達検査や希望施設の見学など、療育を受けるにあたり必要な手続きを除き、各療育センターにおいて、障がい児通所支援利用補助業務として、受給者証の申請窓口を集約しております。  
 (こども発達支援課)

乳幼児健診や保健師等の相談対応時には、発育発達の個人差や保護者の意向を踏まえ、区で心理士による面接を実施するほか療育センターを紹介するなど支援を行っております。  
 引き続き、支援が必要な方が早期に療育につながるよう対応してまいります。  
 (こども健やか課)

要望B 障がい児に関する情報が集約されたハンドブックの作成、同内容の福岡市HPでの公開

・「障がいのあるお子さん向け 子育てサポート ガイドブック」を作成いただいたことに感謝申し上げます。しかしながら、設置場所が少ない。部数を増やすとともに誰もが手軽に入手できるようにしていただきたい。また、PDF版をいつでもどこでも閲覧やダウンロードできることを市のHP や各種媒体を使って市民に広報し普及に努めてほしい。

ガイドブックにつきましては、進路の会のみなさまにも作成にご協力いただき、この場を借りて感謝申し上げます。冊子や、PDF版のHPアドレスを記載したチラシを、関係各所で配布し周知を図っております。  
 なお、ガイドブックは、各種制度の変更や掲載した二次元コードの更新も随時必要になることから、冊子の増刷は行わず、チラシを積極的に配布し、最新情報をHPより入手していただくこととしております。  
 また、今後「子育て情報ガイド」にもPDF版のアドレスを記載するなどにより、広く周知してまいります。  
 (こども発達支援課)

未就園障がい児の進路に関する陳情書(令和6年8月28日付) 回答

要望C 日中一時支援の拡充

・令和6年度1月より日中一時支援事業が無償化されたことに感謝申し上げます。しかし無償化になったことで、さらに希望者が殺到することが予想されるため、日中一時支援事業が可能な施設をさらに増やしていただき、預かり時間の延長・1日の予約人数枠や月の利用上限日数の改善をお願いしたいです。また、保護者の出産や入院などの条件付きで構わないので、日中一時支援事業と短期入所の同日使用を認めていただきたく存じます。  
 ・最後に、現代に合った日中一時支援事業のオンライン予約化を希望いたします。

日中一時支援につきましては、利用者数の増加に対応できるよう、引き続き、事業所からの相談時や、短期入所の新規開設時など様々な機会を通じて、新規登録の働きかけを行ってまいります。令和6年度には、新たに5事業所が未就学児を対象とした日中一時支援事業の登録を行いました(令和7年1月1日時点)が、各事業所には、母体サービスを実施しながら、日中一時支援も行っていたり、預かり時間や定員数の大幅な改善は難しい状況です。なお、本制度は、一時的に介護ができない場合などに利用できる制度であり、多くの方にご利用いただくため、利用回数に上限を設けておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。短期入所との同日利用につきましては、宿泊か、日帰りの違いはありますが、提供するサービス内容は同じであることから、原則利用することはできません。宿泊を伴う日中の預かりが必要な場合、または、宿泊後その日の日中まで預かりが必要な場合は、短期入所事業所にご相談ください。しかしながら、宿泊した短期入所事業所の営業時間が午前中に終了し、その日の午後に日中の預かりが必要となる場合や、介護ができない時間が長引くなどし、日中一時支援事業所の営業時間を超えての預かりが必要になり、別事業所の短期入所を使う場合などは利用が可能ですので、利用時に事業所にご相談ください。  
 ・利用予約の方法につきましては、各事業所によるものですので、ご理解ください。  
 ・従業者につきましては、各事業所の母体サービスにおいて規定されている支援員等の人員を満たした上で、事業所の判断により子育て支援員や介護福祉士等の資格保持者を配置することは可能です。  
 (障がい福祉課)

未就園障がい児の進路に関する陳情書(令和6年8月28日付) 回答

肢体不自由児の療育環境改善に関する陳情

要望A 肢体不自由児の早期単独通園

・平素より、児童発達支援センター・児童発達支援施設の先生方には肢体不自由児という多様な配慮を要する子どもたちに対し、きめ細やかな療育・リハビリを提供していただき大変感謝申し上げます。親子通園であることで得られる学びや成長は親子ともに多くあることは理解しております。しかし、共働き世帯やきょうだい児がいる家庭にとって、特に年長児になり通園回数が増えることでかなりの身体的・精神的負担となることをご理解いただきたいのです。

・全学齢、全通園日は困難であっても、特に3歳児・4歳児においては単独通園(または親子通園と単独通園の併用)に対応していただくことを希望します。

肢体不自由児の通園形態については、より安全に配慮した支援が必要という観点から、5歳児からを単独通園としてきたところでございます。しかしながら、南部療育センターの整備を計画するにあたり、肢体不自由児の通園形態を見直すこととしており、令和7年度からは全ての肢体不自由児の通園施設において、4歳児から単独通園とする予定としております。今後、4歳児の単独通園の状況やニーズを踏まえ、適切な肢体不自由児の通園形態についての検討を行います。

(こども発達支援課)

要望B 肢体不自由児の併用通所について

・福岡市には、肢体不自由児が利用できる療育施設として公営のにこにこ園・東部療育センター・西部療育センター・あゆみ学園などの児童発達支援センターと、民間の児童発達支援事業所があり、3歳児よりこれらを併用して利用する『併用通所』が可能となっております。児童発達支援事業所では単独通園や送迎サービスなど児童発達支援センターとは異なるサービスが提供されており、レスパイトや就労に活用できます。しかし、この併用通所に関しては周知されておらず自身の子が利用可能であることすら知らない保護者も多いのが現状です。そして、この併用通所は発達支援センターに単独通園が可能となる5歳児では認められておらず、3歳児・4歳児と培ってきた療育機会を5歳児になると途絶させざるを得ない状況です。また、保育園や幼稚園に関しても5歳児の単独通園がはじまると併用不可であり、保護者の就労や子どもの環境に大きな影響を及ぼしています。

・児の特性・発達はもちろん、居住環境・保護者の就労状況・きょうだい児の通学・通園先などに規定される「通いやすさ」なども考慮された上で、公営・民間に関わらず利用施設は選択、または併用できるべきと考えるため、ご検討ください。

回答案

福岡市では、就学前に療育を充実させる観点から、児童発達支援センターでの通園を週5日としております。しかしながら、保育所・幼稚園及び児童発達支援事業所との並行通園のニーズが高まっていることを踏まえ、保護者のニーズに対応できるよう検討を進めているところであり、令和7年度からは肢体不自由児の通園日数を保護者の希望する日数とできるようにする予定としております。

(こども発達支援課)